

The Right to Education for Those in a
Correctional Institution

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 多田, 庶弘, TADA, Chikahiro メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1228

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



刑事施設収容者の学ぶ権利

The Right to Education for Those in a Correctional Institution

多田 庶弘

TADA, Chikahiro

1. はじめに

長野の松本少年刑務所には、国内で唯一、刑務所内に中学校がある。本来、刑務所に入所する年齢であれば義務教育課程は修了していると考えられるが、「昭和28年当時、松本少年刑務所に収容中の少年受刑者のうち、約8割という多数の人が、新制度義務教育を終えていませんでした。それは、彼らの就学環境が良くなかったということや、学制改革に際会したということに起因しています。彼らの学力は全体的に大変低い状態にありました。」¹⁾との事情から、1955(昭和30)年に松本市立旭町中学校桐分校(以下、「桐分校」という)が開校され、2018年度までに756人が卒業している²⁾。

その役割は、あらゆる意味において、戦後70年を過ぎた現在においても重要な部分を担っているといえる。そこで、本稿では刑事施設収容者(刑務所・少年院等)の学ぶこと(教育の権利、学問の自由など)の権利について、若干の考察を行うものである。

2. 日本国憲法と教育権

日本国憲法は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとし

く教育を受ける権利を有する。」(26条1項)、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」(同条2項)と規定している。

そもそも、憲法の点から考える教育を受ける権利は、その性質上、子どもに対して保障される³⁾と考えられる。この点について、旭川学力テスト事件の最高裁判決では、憲法26条の「規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している」⁴⁾と示している。とはいうものの、義務教育課程を何らかの事情で修了していないのであれば、大人であってもその権利を行使するために、学ぶことを求めることは否定されないであろう⁵⁾。そのため、刑務所に入所している、していないに関わらず、教育の権利を行使できる環境づくりは国としての義務といえる。

その点から考えるならば、桐分校の開校は当然である。もっとも、開校の際の設置要領

キーワード：受刑者、教育権、日本国憲法

Key words : a prisoner, the right of the education, the constitution of Japan

には「更生意欲を喚起する上からも、また社会復帰後の再起の原動力としても是非施設に在る期間中に、少なくとも新制義務教育修了程度の学力を涵養させ、さらに資格証明を与えることは特に肝要である」⁶⁾としながらも、憲法の教育の機会均等および教育を受ける権利が刑務所の中にまで及ぶのか⁷⁾という議論もあったようで、少なくともいま以上に、受刑者に対する社会の視線は厳しいものがあったことをうかがわせる。

とはいえ、桐分校は開校され、それにより教育を受けられた受刑者も多くいるのであり、まずは桐分校について考察を行う。

3. 松本市立旭町中学校桐分校

桐分校は前述のように1955年開校の学校だ。もっとも、塙の中に作ることで法的な整備も必要であった。もともと監獄法⁸⁾では「18歳未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニハ年齢ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得」(30条)となっており、それに関連し監獄法施行規則が設けられていたが、桐分校の設立に伴いその改正が行われ、「監獄法第30条ニ依リ教育ヲ施ス受刑者ニハ毎日4時間以内其教育ノ程度ニ応シ相当ノ教科ヲ授ク可シ」(85条1項)、「前項ノ受刑者ニシテ小学校又ハ中学校ノ課程ヲ修了セサルモノニ付キ特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ時間ヲ超エ小学校又ハ中学校ニ於テ必要トスル教科ヲ授クルコトヲ得」(85条2項)とされた。

この改正で、桐分校では1日7時間の授業を行うことができるようになり、1年間で、通常の中学校では組まれている夏休み、冬休みもないカリキュラムを組み卒業できるとなった。ちなみに、桐分校の1年間は刑期

に算入され、刑務作業は免除される。

生徒は全国の刑務所から募集するが、義務教育が未修了であり、さらに刑務所での生活が良好などの条件がある。ただ、開校当時(昭和30年代)は25人程度の入学者がいたが、年々減少傾向にあり、2019年度の入学者は4名⁹⁾となっている。戦後の混乱期に教育を受けられなかった者の刑務所への入所が減少するなかで、桐分校への入学が減少するのは当然といえる。そのため、当初あった年齢制限は現在では設けられていない。さらに、2010年度からは聴講生制度が導入され、義務教育修了者でも学ぶことができるようになっており、2019年度からは聴講生も分校生として受け入れられている¹⁰⁾。

といっても、現在でも戦後の混乱期に教育を受けられなかった受刑者はおり、2017年度には80代の受刑者が卒業している¹¹⁾。もちろん、教育を受けていないことが犯罪と結びつくということでは決してない。実際、様々な事情で教育を受けていない方でも社会で活躍しておられる方は多いであろう。だが、教育を受けられなかったことで生じた生活の中での不利益は多々あるのではないだろうか。2019年度に入学した者の1人は、教育を受ける機会に恵まれなかったことが「いつも負い目となり、学力不足により社会でつらい思いを多くしました」¹²⁾と述べている。そのような辛い経験が学ぼうという意欲にもつながり、学ぶことで新たなステップへ進むための糧とした者も多くいるのではないだろうか。そのことは、2012年度～2016年度の5年間で桐分校を卒業した22人のうち、再び罪を犯して刑務所に戻ったのが1人¹³⁾であるということに現れているのではないだろうか。

いずれにしても、桐分校は教育を受ける権

利において重要な役割を果たしているといえる。では、刑事施設入所者の教育を受ける権利について課題はないのかというと、残念ながらそうではない。そこで課題について検討したい。

4. 刑事施設での教育を受けることについての課題

(1) 女性受刑者と高齢受刑者

表1は、2018年に刑務所に入所した者の教育程度¹⁴⁾である。今でも、中学校になんらかの理由で通わなかった者もあり、中には小学校さえも、きちんと通えなかった者もいることから桐分校は必要な機関である。

では、課題はないのかといえそうとはいえない。まず、桐分校入学者は松本少年刑務所が男性用ということからも女性の入学は認められない。確かに刑務所への入所者数では男性の方が圧倒的に多い。とはいえ、女性の入所者もあり、彼女たちの中には義務教育課程を修了していない者もいるであろうし、再教育(学びなおし)を受けたいと願う者もいるのではないか。しかし、女性には桐分校で学ぶことは認められない。もちろん、女性用の桐分校と同様なところがあれば問題ないといえるが、刑務所の中の中学校は桐分校しかない。女性の桐分校への入学が認められないということは、入所者の中で男性には認められる権利が女性には認められないことにもなる。

もちろん、受刑者は刑罰を科せられており、行使できる権利には一定の制限がある。しかし、男性受刑者に認められていることが女性受刑者には認められていないことは重大な問題といえる。確かに、入所者人数の少ない女性の場合、入学者がいない年度もあるかもしれない。だからといって、義務教育課程を修了していない女性受刑者に対し、その者が教育を希望する場合には、男性受刑者と同様の対応をすることが求められるのではないか。この点、憲法では14条で法の下での平等を規定している。憲法が認めている平等権は絶対的平等ではないとしても、女性受刑者が男性受刑者のように教育を受けられないのであれば、平等権に反することにもつながる。

長年、桐分校で教壇に立ち指導を行ってきた角谷敏夫氏はその著書の中で、桐分校に入学した者は「本当に学びたがっています。知りたがっています。そして探しています。自分が立ち直る方法を。彼らはなんとか己を克服しようと学んでいます。ですから教室での彼らの目は輝いています。」¹⁵⁾と記している。このことは、男性受刑者のみならず、女性受刑者にとっても当てはまることであり、男性のみが教育の権利を行使できる状況であるのであれば、改善されなければならない。

とはいえ、女子刑務所の中に中学校を開校することは教員の配置等を考えれば容易ではない。そのため、現実的には桐分校に女子部

表1 新受刑者の教育程度 (2018年)

		小学校		中学校		高等学校			大学			不就学	不詳
		中退	卒業	中退	卒業	在学	中退	卒業	在学	中退	卒業		
総数	18,272	29	40	62	6,360	2	4,599	5,305	14	644	1,085	8	124
男	16,503	15	33	52	5,824	2	4,189	4,719	13	610	928	6	112
女	1,769	14	7	10	536	-	410	586	1	34	157	2	12

『平成30年矯正統計年報』160・161頁

を設けることで対応できるのではないか。もちろん、男女共学は難しいため別棟の中に女子部を創設することになるであろうが、いずれにしても、女性も男性と同様に適切に教育を受けられる権利が認められなくてはならない。

もう1点指摘しなければならないのは、入学者の高齢化だ。前述したように当初は入学への年齢制限があったが現在はない。なかには80代の入学者もいた。授業時間は1日7時間（授業は60分授業）、その他に自習時間が3時間の1日10時間の勉強時間となる。もちろん、彼らには刑務作業等の免除があり、それをやり抜くのはある意味、義務ということにもなる。しかし、年齢の高い受刑者にとっては、20代・30代の者とは体力、記憶力という点等を含め多くの点で困難な点も多いのではないか。桐分校で指導をした松裏好氏は「音楽の授業でも高齢者が多くなるにつれ、年々指導が難しくなっている」¹⁶⁾と述べている。また、病気による欠席も年齢が高くなるにつれて「長期間化」¹⁷⁾する傾向になることも課題の1つといえる。

もちろん、義務教育課程を修了するという点で考えるのであれば、1年で修了するのであり、それなりの厳しい点はいたしかたないであろう。また、個別のカリキュラムを組むことも困難であろう。だが、高齢受刑入学者には教育が適切になされるように配慮が行われるべきであろう。

（2）特別教科指導（高等学校）

表1の新受刑者の教育程度をみると高校に進学していない者は35.5%となる。他方、2019年3月に卒業した一般の中学生の進路をみると、98.8%が高校（通信制含む）に進学

しており¹⁸⁾、この点から現代社会においては、ほとんどの者が高校に進学（途中で退学する者もいるとしても）していることがわかる。ということは、刑務所に入所した者でも、出所後のことを考えるなかで高校での教育を入所中から望む者いるであろう。

もちろん、塀の中にいる彼らが通学生として高校に通うことはできない。そのため、刑務所で高卒資格を取得するためには、通信制高校、あるいは高卒認定（高等学校卒業程度認定試験）¹⁹⁾といった方法が考えられる。これについて、まず高卒認定については、「平成19年度から文部科学省と法務省とが連携し、矯正施設（刑事施設、少年院）内においても、高等学校卒業程度認定試験（旧大検）を実施することとなりました。これにより、受験を希望する受刑者等が、矯正施設内で同試験を受験する機会が拡大されることとなります。」²⁰⁾とされるように、受刑者等の収容者の受験の機会が拡大され、2006年度（平成18年度）に12人だった合格者は2007年度・2008年度（平成19年度・20年度）の2年間で、少年院も含めると271人²¹⁾となり大幅に増えている。このことは、受刑者（刑事施設収容者）のなかに、学ぶ意欲がある者が一定数いることを示しているといえるのではないか。要因としては、表1でわかるように新入所者の6割は高校を卒業していない。そのため、高卒認定をえることにより「社会復帰後の生活に幅が広がり、その学歴を有していないことと比較して、就職や給与面で有利な条件であることや大学などの高等教育を受験する機会を得るなど、受刑者や少年院在院者にとって、出所・出院後の生活設計の安定化に効果があることが考えられ」²²⁾ことになり、本人たちにとって大きな意義につながり、だからこそ学ぶ意

欲があるといえるのではないか。

とはいえ、高卒認定の場合には、前述の桐分枝のように教師がいて学校のように机を並べて学ぶのとは異なり自学自習によって勉強していくことになる。もちろん、学ぶ意欲は必要といえるが、わからないところがある場合には、意欲だけでは難しい。この点は、監獄法から刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「受刑者処遇法」という）に改正された際に、特別教化指導として位置づけられ、それにより指導が行われている。例えば、川越少年刑務所では、グループでの学習指導の実施、早朝学習許可、問題集の貸与や模擬テストの実施²³⁾等を行いながら支援をしており、合格者数の増加という点では効果をあげているといえる。

もう1点、通信制高校の点もあげておく。盛岡少年刑務所と松本少年刑務所では高校の通信制過程が置かれている。盛岡少年刑務所では開始された昭和51年から2017年までに145名が卒業し高卒資格を取得²⁴⁾している。その点からは、刑事施設でも教育の権利が行使できる環境が整えられている点は評価できよう。

ただ、懸念もある。特に高卒認定の場合には前述したように自学自習であり、どちらかといえば、学校にきちんと通っていない者にとっては、自学という点でのハードルは高い。それは通信制高校にとっても同様なことが考えられる。通信制の場合には、授業時間が設けられているため、若干異なるが、桐分枝と違い自分で学習という点では高卒認定と同様である。もちろん、高校は義務教育ではなく、その意味では必ずしも高校で勉強をする必要はない。といっても、前述したように一般的には高校進学率が100%に近いな

かで、高校への進学と卒業はある意味、義務教育と同様といっても間違えてはいないであろう。ということは、高校で学ぶことは義務教育の権利と同様といってもいいのではないか。そのような権利は、受刑者にも当然認められなければならない。

では今後、どのように支援を拡大できるのだろうか。この点では、通信制高校は学習指導要領や学校教育通信教育規定（以下「通信教育規定」という）等の法令に基づいて学習方法が定められており、その中にはいわゆるスクーリングがある。といっても受刑者は外部へ行くことができないため、刑務所の中でスクーリングが行われている。ただ、通信教育規定では「通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。」（2条2項）とされていることから、通信技術を活用することにより、いまま以上の多様な対応が可能となるといえよう。そのため、刑務所でも通信技術を活用することにより、塙の外に行けない受刑者への柔軟な対応を、場合によっては法の改正も含め検討すべきではないだろうか。

さらに、通信制高校も設置が男性用刑務所のため、中学と同様に女性には刑務所で通信制高校生となることはできない。そのため、高校での教育の点についても桐分枝と同様に女性にも権利の行使を拡大すべきである。

（3）その他の教育（大学等）

「学ぶ」ということは様々な点でいえる。そこで、中学、高校以外の学びも考察したい。当然ながら、受刑者は憲法26条の教育の権利の他に23条の学問の自由も保障されているのであり、例えば、高校卒業資格（高卒認定を

含む)の取得後に、さらに専門学校や大学等の高等教育機関において学問をしていきたいならば認められるべきである。その他、進学する以外にも資格取得のための勉強等も、一定の制限はあるとしても最大限認めるべきであろう。資格取得については刑務所における職業訓練もある。といっても職業訓練はあくまでも刑務作業の1つであり、受刑者等の作業に関する訓令に基づくもので、2017年度は48種目の職業訓練が実施され、1万3,786人が終了している²⁵⁾。もちろん、中にはその職業訓練で得られる資格を取得したいと考え、参加している者もいるであろうが、本稿で扱う学ぶ権利という点とは少し外れると思えるので、刑務所で行われている職業訓練は除き、あくまでも自分自身が学ぶという点から考えてみたい。

まず、大学や専門学校であるが、受刑者が罪を犯し拘束されていることを考えれば、刑務所から大学等に通学することはできない。となれば高校と同様に通信制となる。では、通信制大学等で学ぶことが可能なのかということだが、通信制大学が認められないとの規定はない。といっても通信制大学等で学ぶことは、桐分校での授業とは異なり、刑務作業に代えることはできないので、受刑者自身の自由時間内で行うことになる。さらに、刑務所内にテキスト(教科書)等を持ち込むことになるため、前提として刑務所側に認められなければならないということになる。もちろん、学ぶ権利は憲法上認められた権利であり、そのためには、学びたいと考えている者には認められなければならないが、刑務所長が刑務所側および受刑者にとって学ぶことがマイナスであると判断されたならば、認められない場合も考えられる。

さらに認められたとしても、学費の問題がある。もちろん塀の外にいる者たちも、大学、専門学校等の高等教育を受ける場合には、基本的には自費で行くのであり、刑務所の中にいる者も自費で行くことは当然といえるかもしれない。ただ、塀の外にいる者と異なり、受刑者は家族の支援や自分の貯蓄等がない場合、働いて学費を稼ぐことはできないため自費で学ぶことは難しい。確かに、懲役受刑者は刑務作業(刑法12条2項)を行っており²⁶⁾、その意味では、懲役受刑者には一定の金額が支給されている。だが、それは賃金ではなく、奨励金としてのもので金額としては少額である。実際、2018年に出所した者では、作業奨励金の支給額が5万円以下の者が6割以上となっている²⁷⁾。ということは、例えば、放送大学の場合、大学卒業資格としての費用となると4年間で約70万円かかる²⁸⁾のであり、受刑者が少なくとも作業奨励金の金額だけでは大学や専門学校で学ぶことは難しい。となると、どのようにその費用を工面するのが課題となる。また、放送大学の場合には①BSテレビ、ラジオ、インターネットで学ぶ、②最寄りの学習センター等で学ぶ、③面接授業(スクーリング)を受ける、といった3つの方法のうちから学べる²⁹⁾となっているが、受刑者が学ぶことは3つの方法とも難しい。他の大学でもスクーリングがあり、受刑者はそこに参加することはできない。少なくとも、盛岡少年刑務所や松本少年刑務所の通信制高校の場合のように、刑務所内でスクーリングをすることは現在のところ行われていない。ということは、刑務所の中で、高等教育を受けることはハードルがかなり高いというよりも困難である。

また、仮に費用が支払え、通信教育ができ

る環境が整ったとしても、図書館の利用など学生として学問ができる環境が整っていないならば学ぶ状況にあるとはいえない。この点は、日本の刑務所は図書館の設置が法律では義務づけられていない³⁰⁾。ということは、学ぼうとしても、そのための専門書を読むことができない場合が多く、購入するとしても高価な専門書を何冊も購入することはできない。さらに、購入ができる費用があるとしても、図書の閲覧ができない場合もあり得るのであって学術書も例外ではない。小野清一郎・朝倉京一『ポケット註釈全書 監獄法』（有斐閣）の閲覧が禁止された事案では、受刑者が図書を閲覧することが「刑務所内の秩序維持に明白かつ現在の危険を生ずる程度にいたらなくても、原則として刑務所長の専門的、技術的判断にしたがって制限しうる」³¹⁾とされており、学術書でも刑務所長の判断で閲覧が認められないことが生じている。この事例は、通信制大学等で学んでいた受刑者のものではなく、また、監獄法が改正される以前の事例であり、さらに受刑者処遇法では「被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節及び第12節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。」(69条)となっており、状況に変化があるといえるかもしれない。しかし、受刑者処遇法で「刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。」(70条)となっていることからすれば、監獄法の時と制限できる状況は変わっているとはいえない。そのため、現在の受刑者処遇法に改正された後も、受刑者の権利が拡大されたとは様々な点で言い難く³²⁾、学ぶための学術書であっても閲覧が許されない状況は十

分に考えられる。

このように、刑務所で学ぶことはクリアしなければならない課題がたくさんあり、一言でいえば高等教育で学ぶことは困難といっても過言ではない。その困難という点では、その他の通信教育、例えば、簿記の資格を取得するための通信教育等のために、民間の通信教育会社で学ぼうと思った場合にも同様なことが考えられる。

(4) 少年院入院者

本稿の冒頭で、教育を受ける権利は、その性質上、子どもに対して保障されることを示したが、その点では少年院に入院する子どもはその対象年齢になる。その点から、2007年の少年法等の一部を改正する法律案が可決されたことにより、少年院の収容年齢が「おおむね12歳以上」とされることになったことは問題だ。このおおむね12歳は国会でも議論となり、「一応12歳以上がその対象となると考えられるものの、場合によって11歳程度までの少年が少年院送致されることもある、こう考えております。」³³⁾とのことだ。このことは、法律的には小学生でも少年院への収容が可能となったことを示している。

2018年に少年院に収容された者のうち12歳以下はいないが、2017年には2人いる³⁴⁾。ただ、12歳以下に小学生が含まれているのかについては数値上では不明だ。そこで、少年院収容者の教育程度を見ると、2017年の入院者で小学校在学と記載した者が1名おり³⁵⁾、そのため、実際に小学生が入院したということも考えられよう。仮に小学生がいるのであれば、義務教育が子どもの権利であるという点からは、義務教育課程を中断し、少年院に収容する措置を取ることが妥当かと考えれば、

妥当とはいえない。この点は、中学生であっても同じことがいえるであろう。もっとも、少年法の趣旨からすれば、少年院への収容は、犯した罪の重さよりも要保護性に重きが置かれていることから、収容自体は少年にとって必要といえるのかもしれない。しかし、義務教育課程を中断し、少年院等の刑事施設へ入院させることは、子どもの教育権を奪うことでもあり認められないといえよう。

5. 受刑者の権利の制限と特別権力関係

日本国憲法の原理としては、国民主権、平和主義と基本的人権の尊重があげられ、その意味からも教育の権利が奪われることがあってはならない。

では、なぜ受刑者の権利が制限されるのか。制限の正当性として考えられているのが特別権力関係論だ。前述した小野・朝倉『監獄法』の閲覧制限がされたのも「国の営造物たる刑務所における特別権力関係に基づき、自由刑の執行のために必要な範囲と限度において、右営造物の管理運営上、受刑者が一般通常の国民と異り、憲法の保障する基本的人権の制約を受くべきものであること」³⁶⁾とされ、その制限は刑務所長が行える旨が示されている。そもそも特別権力関係論は、ドイツにおいて確立された理論と考えられており、「一般権力に対し公法上の特別の原因に基づき、公法上の特定の目的に必要な限度において、包括的に一方が他方を支配し、他方がこれに服従すべきことを内容するとの関係」³⁷⁾とされる。そして、受刑者はその特別権力関係に基づき、権利の制限が必ずしも法の根拠を必要としないとされている。

そのため、特別権力関係が受刑者に当てはまるのであれば、教育を受ける権利について

も制限が行われるのは妥当となってしまう。しかし、受刑者における特別権力関係の考え方は、1958年の大阪地裁判決³⁸⁾において否定的に捉えられ、学説においても「現在では特別権力関係否定論が主流であり、それが正当のように思える」³⁹⁾との指摘のように、もはや過去の考え方といえる。そのため、フロイデンタール (Berthold Freudental) が受刑者の権利を法律と捉える考え⁴⁰⁾を示してから1世紀以上が経つ現在、法の根拠なく、教育権という重要な人権を制限することは許されない。

制限が許されない学ぶ権利は、義務教育だけでなく、大学等を含めた高等教育や卒業資格を伴わない大学等での学びも含み、資格を取得するための通信教育についてもあてはまるといえる。また、そこには未決拘禁者も含まれるべきであり、その未決拘禁者には、いわゆる代用監獄⁴¹⁾での勾留者も含まれるといえるであろう。

6. まとめに代えて

すでに考察してきたように、日本国憲法では26条、23条等で学ぶための権利（教育権・学問の自由等）が認められていながら、受刑者には権利が行使できない様々な障壁がある。そのような状況は許されるものとはいえない。そもそも、監獄法改正時の行刑改革会議で示された提言（「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」）⁴²⁾では、「真の意味で、罪を犯した者を改善更生させ、円滑な社会復帰を果たさせるためには、それぞれの受刑者が、単に刑務所に戻りたくないという思いから罪を犯すことを思いとどまるのではなく、人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的、自律的に改善更生及び社会復帰

の意欲を持つことが大切であり、受刑者の処遇も、この誇りや自信、意欲を導き出すことを十分に意識したものでなければならない。」(10頁) ことが記されている。

ということは、学ぶことで自分の誇りや自信を取り戻し、それにより受刑者(少年院入院者を含む)が更生していくことが重要であるといえる。しかし、「できる」といいながら、実際には様々な理由により制限されてしまう状況は「できない」ことと同じである。そのような「できない」状況を作り出し、更生が進まない状況になるのであれば、それは制限を作り出している行刑の問題といえる。実際、再犯者率は高く、そのため刑務所への再入所率も2017年は59.4%⁴³⁾となっている。

本稿の冒頭で触れた桐分校で学んだ80代の受刑者は、「幼いころから、親の仕事の都合で転居を繰り返し、小学校にもほとんど通わず、やがて非行に走った。読めない漢字が多く、仕事でもらう給料も何日分なのか計算できなかった。『ほんの片隅かもしれませんが、それでも社会の中で生活できる自信ができました。卒業証書はお守りです。肌身離さず持ち歩きます。今後、罪を犯しそうになったら、この卒業証書を見て、ここでの日々を思い出す。そうすればきっと思いとどまれると思う

から』」⁴⁴⁾と桐分校で学んだ後に述べている。

彼は若いうちから刑務所への入所、退所を繰り返している。もし、もう少し早く学ぶ機会に触れていたならば、入所退所を繰り返す人生を送っていなかったかもしれない。そう考えると学ぶことは、本人が社会に戻るためにはなくてはならないことではないか。そのため、その機会を奪うことがあってならず、刑事施設収容者に対し、学ぶ機会が権利として正しく行使されることこそが、社会復帰にとって必要となることを行刑機関は改めて認識すべきである。なお、学ぶことを考えるならば、資格についても考える必要がある。というのは、受刑者には出所後について資格の制限があるものがあり、その制限は資格数で500くらいある⁴⁵⁾といわれているからだ。制限は致し方ない場合もあるが、必ずしも制限する必要がないものも多いのではないか。そのため、受刑者の資格制限についても改善する必要があろう⁴⁶⁾。

さらに、学ぶことについてもう1つ触れておくと、例えば、新受刑者の能力検査値⁴⁷⁾を見ると、およそ2割の者が70未満⁴⁸⁾となっている。厚生労働省の「知的障害児(者)基礎調査：調査の結果」⁴⁹⁾によると、おおむね70までの者に知的障害があると考えられており、その点から考えるならば、入所した一定の者に知的な障害があると考えられる。この点からは、刑事施設収容者への教育という点では、高等教育だけでなく、本人に必要な教育、場合によっては、いわゆる特別支援教育のような形での教育も整えられる必要があるのではないか。

いずれにしても、刑事施設収容者から学ぶ機会を国家が奪うことは許されないのは当然であるが、学ぶ機会を整備せず、特別権力関

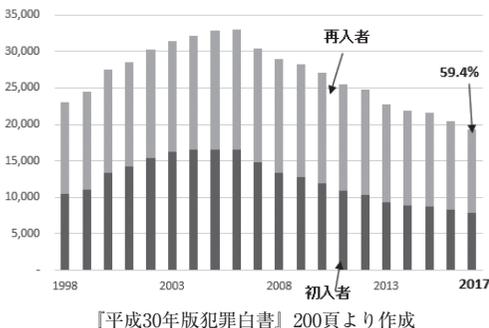


図1 刑務所入所者の再入者人員の推移

係といった過去の産物とも思える考え方で制限することも許されない。そのため、国は刑事施設収容者に対し学ぶ権利を行使できる状況を整備する義務があるといえよう。そこには、図書（本）等で学ぶのみならず、情報化社会の現在においては、インターネットを利用した学べる機会の検討も早急に行う必要がある。例えば、今後、電子マネー化が進み、作業奨励金も電子マネーで支払う時代もすぐそこにきているような時代のなかで刑事施設収容者が情報化社会から取り残されることがあったてはならず、インターネット等を利用した情報の収集を含めた学ぶ機会が奪われることがないようにすることも国の責務といえよう。

最後に、桐分校は今年度（2019年度）から新制度になり義務教育修了者も学びなおしの場として、入学が認められるようになった。ただ、「制度が変わっても、教育や更生を社会復帰に生かすという分校の理念は変わらない。」⁵⁰⁾ とのことだ。そのような桐分校の理念をすべての刑事施設で取り入れ、学びの場が理不尽な理由で奪われることがないように、私たちは学ぶ権利の意味を今一度見つめなおす必要がある。

【参考文献・資料】

- TBS「報道特集」2018年4月7日放映。
 角谷敏夫『刑務所の中の中学校』しなのき書房（2010年）。
 菊田幸一編『受刑者の人権と法的地位』日本評論社（1999年）。

【註】

- 1) 松本市ホームページ、
https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/kodomo/gimukyoi/ku/shochu/junior_high_school/j_asahimachi/asahimachijh_kiri.html. (2019.9.15)
- 2) 中日新聞（長野版）2019年5月20日（朝刊）。
- 3) 芦部信喜 高橋和之補訂『憲法（第7版）』岩波書店283頁（2019年）。
- 4) 最大判1976年5月21日 刑集30巻5号615頁。
- 5) 教育の権利は子どもだけに認められている権利ではなく、「社会教育などを含んで『すべての国民』に保障するというのが、憲法の趣旨」（奥平康弘「教育をうける権利」芦部信喜編『三憲人法権（2）』有斐閣大学双書372頁（1986年））との考え方からは、大人にも認められている権利といえるであろう。
- 6) 角谷敏夫『刑務所の中の中学校』しなのき書房 8頁（2010年）。
- 7) 前掲註6）書8頁。
- 8) 監獄法は、2006年に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」となり、その後2007年に「刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律」となっている。監獄法改正の経緯等については、北村篤「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の成立」ジュリスト1298号6-10頁、安藤隆春「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法整備について」警察学論集59巻9号1-5頁他参照。なお、筆者は監獄法改正に伴う、いわゆる代用監獄問題については異論があるが、本稿ではその点には触れず、改正があったことのみを示しておく。
- 9) 前掲註2）中日新聞。
- 10) 前掲註2）中日新聞。
- 11) 朝日新聞2018年3月9日（朝刊）。
- 12) 前掲註2）中日新聞。
- 13) 中日新聞（長野版）2018年12月15日（朝刊）。
- 14) 教育程度は入所する際に本人が記入する「受刑者入所調査票」に基づくものである。なお、受刑者には外国籍の者もあり、本人が育った国での教育制度により、日本の教育制度と必ずしも同じではなく、その点からは数字だけを見て論じることができない点もある。
- 15) 前掲註6）書76頁。

刑事施設収容者の学ぶ権利

- 16) 松寫里好「喜びも悲しみも唯1年—中学校教師の見た桐分校、そして松本刑務所—」刑政102巻3号41頁。
- 17) 本村健太郎「松本少年刑務所における桐分校の指導について」刑政120巻10号45頁。
- 18) 文部科学省「学校基本調査(2018年度)」、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001131823&tclass2=000001131824&tclass3=000001131840&tclass4=000001131841&tclass5=000001131842>。(2019.9.15)
- 19) 高卒認定は、「高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するため」(文部科学省ホームページ、http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/)のもので、合格することは大学等への受験資格が与えられるものといえ、経歴の観点で考えると高校卒業とはならないといえるかもしれないが、本稿では高校卒業と同じ意味で扱う。
- 20) 文部科学省ホームページ、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/006/siryou/07071818/002/006.htm。(2019.9.15)
- 21) 法務省矯正局成人矯正課・少年矯正課「矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の実施状況について」刑政120巻10号15頁。2017年の高卒認定合格者は209人(数値は『平成30年版犯罪白書』57頁による)である。
- 22) 前掲註21) 書17頁。
- 23) 田中廣司・村岡浩「川越少年刑務所における特別教化指導(高等学校卒業程度認定試験指導)について」刑政120巻10号21-30頁。
- 24) 数値は「全国定時制通信制高等学校校長会成果報告3」109頁による。なお、同成果はwww.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/07/24/1418864_03.pdf。(2019.9.15)参照。
- 25) 前掲註21) 白書56頁。
- 26) 刑務作業においては、様々な課題があるが、本稿では奨励金を除き刑務作業の課題には触れない。
- 27) 数値は『平成30年矯正統計年報』262頁による。
- 28) 放送大学ホームページ、<https://www.ouj.ac.jp/hp/nyugaku/gakubu/tuition.html>。(2019.9.15)
- 29) 前掲註28) 放送大学ホームページ。
- 30) 海外の刑務所図書館の状況については、例えば、イギリスについては、中根憲一「英国の刑務所図書館」出版ニュース通関2163号8-11頁等参照。
- 31) 広島高判1967年10月31日 判時508号38頁。
- 32) 改正された受刑者処遇法の問題点については、拙稿「監獄法改正後の状況—行刑改革提言から10年、改革は進んだのか—」神奈川工科大学研究報告(社会科学編)11-21頁等参照。
- 33) 第166回国会法務委員会第12号(2007年4月18日) 大口善徳委員の答弁、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/000416620070418012.htm#p_honbun。(2019.9.15)
- 34) 数値は『平成29年矯正統計年報Ⅱ』120頁による。
- 35) 数値は前掲註34) 年報142・143頁による。
- 36) 広島高判1967年10月31日 前掲註31) 書。
- 37) 松島諄吉「特別権力関係における基本的人権の保障」阪大法学40・41号168・169頁。
- 38) 大阪地判1958年8月20日判時159号6頁。
- 39) 君塚正臣「特別権力関係論・終論—堀越事件判決の再考を経て」横浜国際社会学研究22巻1・2号38頁
- 40) 本稿ではBerthold Freudental, Die staatsrechtlich Stellung des Gefangenen, ZStVollz. 1955.S.157ffを参照したが、もともとは1909年フランクフルト社会科学アカデミーでの総長講演で述べたものである。
- 41) 監獄法の改正にともない、代用監獄は代用刑事施設となっているが、本稿では代用監獄という名称で使用。なお、代用監獄を使用すること自体に大きな問題があるといえるが、その点については、拙稿「代用監獄について考える」NCCD-in JAPAN 55号11-20頁等参照。
- 42) <http://www.moj.go.jp/content/000001612.pdf>。(2019.9.15)
- 43) 前掲註21) 白書200頁。
- 44) 朝日新聞(長野東北信版)2018年3月9日。
- 45) 海渡雄一・菊田幸一編『刑務所改革』日本評論社48・49頁(2007年)。

- 46) 資格制限の問題については、拙稿「刑務所（刑事施設）出所者の社会復帰のための支援—排除社会からの脱却を目指して—」 貧困研究 4 号122・123頁等参照。
- 47) 受刑者への能力検査は矯正協会のCAPASを用いた結果となっている。
- 48) 数値は前掲註27) 年報168頁による。
- 49) 厚生労働省ホームページ、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101-1c.html>. (2019.9.15)
- 50) 中日新聞2019年 6 月23日（朝刊）。